

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あじさいの役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 理事長及び理事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1によりその都度報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1によりその都度報酬を支払うことができる。

3 公共交通機関を利用した場合は、その実費を実費弁償費として支給する事ができる。

(理事長及び役員の報酬)

第4条 理事長及び役員が社会福祉法人あじさいに勤務する場合は、別表2により役員報酬を支払うことができる。

2 施設の職員を兼務する場合は、役員報酬を支給しない。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1によりその都度報酬を支払うことができる。

2 監事が法人及び施設の指導監査への立会い及び運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表1によりその都度報酬を支払うことができる。

3 公共交通機関を利用した場合は、その実費を実費弁償費として支給する事ができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人あじさい旅費規程を適用する。

2 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は事前に支払うことができる。

(改正)

第7条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000	実費
評議員会出席報酬等	10,000	実費
監事監査指導報酬等	10,000	実費
その他	10,000	実費

別表2

理事長及び役員(月額)	
1	50,000
2	100,000
3	150,000
4	200,000
5	250,000
6	300,000
7	350,000
8	400,000
9	450,000
10	500,000